

(別紙4)

国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する告示案 新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)  
国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質(平成十八年十二月環境省告示第四百四十八号)(抄)

改正案

現行

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一十号。以下「令」という。)別表第一第二号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物 質	係 数
(1) アルキルプロポキシアミンエトキシライ ト(アルキル基の炭素数が十二から十六の もの及びその混合物に限る。)	一、〇〇〇
(2) エトキシ化タローアミン(濃度が九十五 重量パーセントを超えるものに限る。)	一、〇〇〇

一 令別表第一第二号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

二 令別表第一第二号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物 質	係 数
(2)(1) アマナズナ種子油 イソプロピルアルコール、ドデシルベン ゼンスルホン酸錯体のナフサを溶媒とする 溶液、トル油(蒸留物に限る。)、ポリ アルキレンポリアミン及びリノール酸二量 体の混合物(他の海洋環境の保全の見地か ら有害である物質又は有害でない物質と混 合している状態で輸送されるものに限る。)	二五
(3) エチレングリコールモノブチルエーテル 及び多分岐ポリエステルアミドの混合物	一

物 質	係 数
(2)(1) アマナズナ種子油 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム(ア ルキル基の炭素数が十から二十八までのも の及びその混合物に限る。)	一
(3) アルキルトルエン(アルキル基の炭素数 が十八以上のもの及びその混合物に限る。)	一

(4) グリセリンプロポキシレート及びソルビ  
トールプロポキシレートの混合物(アミン  
の含有量が十重量パーセント以上のもの  
に限る。)

(5) 三 (三・五 ジ ターシャリ プチル  
四 ヒドロキシフェニル)プロピオン酸  
アルキルエステル(アルキル基の炭素数が  
七から九までのもの及びその混合物であ  
つて、他の海洋環境の保全の見地から有害  
である物質又は有害でない物質と混合し  
る状態で輸送されるものに限る。)

(6) ジプロピレングリコールジベンゾア  
ート(他の海洋環境の保全の見地から有害  
である物質又は有害でない物質と混合し  
る状態で輸送されるものに限る。)

(7) 水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム  
及び炭酸ナトリウムの混合溶液(濃度が四  
十重量パーセント以下のものに限る。)

-1

-0

-0

-0

(4) アルキルトルエンスルホン酸(アルキル  
基の炭素数が十八から二十八までのもの  
及びその混合物に限る。)

(5) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム  
塩(アルキル基の炭素数が十八から二十八  
までのもの及びその混合物に限る。)

(6) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム  
塩のほう酸エステル(アルキル基の炭素数  
が十八から二十八までのもの及びその混  
合物に限る。)

(7) アルケン酸ポリヒドロキシエステルのほ  
う酸エステル

(8) 塩化アルミニウム及び塩酸の混合溶液  
オクタメチルシクロテトラシロキサン

(9) ぎ酸セシウム溶液

(10) ジシクロペンタジエン及びその二量体の  
混合物(ジシクロペンタジエンの濃度が  
八十一重量パーセント以上八十九重量パー  
セント以下のものに限る。)

(12) 三 (三・五 ジ ターシャリ プチル  
四 ヒドロキシフェニル)プロピオン酸  
アルキルエステル(アルキル基の炭素数が  
七から九までのもの及びその混合物であ  
つて、他の海洋環境の保全の見地から有害  
である物質又は有害でない物質と混合し  
る状態で輸送されるものに限る。)

(13) ジプロピレングリコールジベンゾア  
ート(他の海洋環境の保全の見地から有害  
である物質又は有害でない物質と混合し  
る状態で輸送されるものに限る。)

(14) 直鎖脂肪族アルコール(炭素数が十九以  
上のもの及びその混合物に限る。)

(15) ジヤトロフロア油

(16) 臭化ナトリウム溶液(濃度が五十重量パ  
ーセント未満のものに限る。)

(17) 水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム  
及び炭酸ナトリウムの混合溶液(濃度が四  
十重量パーセント以下のものに限る。)

-0

-1

-1

-1

-5

-0

-0

-0

-5

(8) 大豆油脂脂肪酸メチルエステル

(10)(9) テレフタル酸ジエチルヘキシルトール油のナトリウム塩

(11) ナトリウムメトキシド（濃度が二十一重量パーセント未満若しくは三十重量パーセントを超えるメチルアルコール溶液であつて、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質若しくは有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）  
(12) ノルマルアルカン（炭素数が九から十一のものに限る。）

(13) ぶどう油  
(14) ポリイソブチレン（分子量が二百二十四以下のもの及びその混合物に限る。）  
(15) ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物を除く。）を溶媒とする溶液

(16) ポリエーテルのほう酸エステル（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）

○ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

(18) 才酸ジアルキルナトリウム塩溶液  
(19) デシルアルコール、ドデシルアルコール及びテトラデシルアルコールの混合物  
(20) テレフタル酸ジエチルヘキシル

(21) テレフタル酸ジブチル  
(22) ナトリウムメトキシド（濃度が二十一重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメチルアルコール溶液又は他の海洋環境の保全の見地から有害である物質若しくは有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）

(23) パーム核油脂肪酸（蒸留物に限る。）  
(24) フェニルエタノール及びアセトフェノンの混合物（アセトフェノンの濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）  
(25) ぶどう油

(26) 一・三ペンタジエン、シクロペンテン及びそれらの異性体の混合物（一・三ペンタジエンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。）  
(27) ポリエーテルのほう酸エステル（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）

(28) ポリオレフィンアミドアルケンアミンポリオール  
(29) ポリオレフィンポリアミンこはく酸イミドのオキシスルフィドモリブデン錯体  
(30) ポリ（ジアリルジメチルアンモニウムクロライド）溶液  
(31) Nメチルアニリン

○ 一

二 令別表第一第三号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からZ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) アクリル酸及びエテンスルホン酸の共重 合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の 混合溶液	○
(2) エチルターシャリペンチルエーテル	○
(3) ポリ(ヘラ アスパラギン酸)のナトリウ ム塩水溶液(他の海洋環境の保全の見地か ら有害である物質又は有害でない物質と混 合している状態で輸送されるものに限る。)	○
(4) マレイン酸及びアシルスルホン酸の共重 合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の 混合溶液(他の海洋環境の保全の見地から 有害である物質又は有害でない物質と混合 している状態で輸送されるものに限る。)	○
(5) 無水マレイン酸及びプロパニエン スルホン酸ナトリウムの共重合体の溶 液	○

三 令別表第一第三号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からZ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) アクリル酸及びエテンスルホン酸の共重 合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の 混合溶液	○
(2) エチルターシャリペンチルエーテル 塩化アンモニウム溶液(濃度が二十五重 量パーセント未満のものに限る。)	○
(3) 塩化アンモニウム溶液(濃度が二十五重 量パーセント未満のものに限る。)	○
(4) ぎ酸の混合物(プロピオン酸の濃度が十 八重量パーセント以下のものであって、ぎ 酸ナトリウムの濃度が二十五重量パーセン ト以下のものに限る。)	○
(5) ポリエチレングリコールメチルブテニル エーテル(分子量が千を超えるもの及びそ の混合物に限る。)	○
(6) ポリ(ヘラ アスパラギン酸)のナトリウ ム塩水溶液(他の海洋環境の保全の見地か ら有害である物質又は有害でない物質と混 合している状態で輸送されるものに限る。)	○
(7) 無水マレイン酸及びプロパニエン スルホン酸ナトリウムの共重合体の溶 液	○
(8) ニメチルグルタロニトリル及びニエ チルブタンジニトリルの混合物(ニエチ ルブタンジニトリルの濃度が十二重量パー セント以下のものに限る。)	○
(9) リグニン(木材から生成するものに限る)	○

三 令別表第一の第二十九号の規定に基づき海洋環境の保全の見地から有害でないものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

<p>(1) アクリル酸及びジアリルジメチルアンモニウムクロライドの共重合体のナトリウム塩水溶液（分子量が千五百から四千までのもの及びその混合物であつて、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）</p>	<p>物質 係数 ○数</p>
---	-------------------------

四 令別表第一の第二十三号の規定に基づき海洋環境の保全の見地から有害でないものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

<p>(1) アクリル酸及びジアリルジメチルアンモニウムクロライドの共重合体のナトリウム塩水溶液（分子量が千五百から四千までのもの及びその混合物であつて、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）</p> <p>(2) オレンジ果汁</p> <p>(3) グリセリンエトキシラート</p> <p>(4) 炭酸水素ナトリウム溶液（濃度が十重量パーセント未満のものに限る。）</p> <p>(5) パーセント未満のものに限る。 二酸化けい素</p>	<p>物質 係数 ○数</p>
---	-------------------------

<p>(10) 酢酸ナトリウム及び蓚酸ナトリウムの混合物 リグニンスルホン酸マグネシウム塩溶液</p>	<p>○</p>
---	----------